

在外投票人証記載事項変更届出に係る意見書

何年何月何日

届出者氏名	届出先	都（道府県） 郡（市）（区） 町（村） 選挙管理委员会委员長
	領事官	在何日本国大使（在何日本国総領事） （何出張駐在官事務所）
		省公略印

1 変更事項

- 住所
- 氏名

2 届出者の住所変更についての確認

届出書記載の新住所地に住所を有することが、

- 確認された 確認できなかった
- [左の年月日： 年 月 日]
- 判断の基礎となった文書

- 在留届
- その他（ ）

3 届出者の氏名変更についての確認

当該氏名変更に係る戸籍法上の届出を、 受け付けた 受け付けていない
受け付けた届出の種類

- 養子縁組の届出（戸籍法第66条の届出）
- 養子離縁の届出（戸籍法第70条の届出）
- 婚姻の届出（戸籍法第74条の届出）
- 離婚の届出（戸籍法第76条の届出）
- 生存配偶者の復氏の届出（戸籍法第95条の届出）

<p><input type="checkbox"/> 入籍の届出 (戸籍法第98条の届出)</p> <p><input type="checkbox"/> 氏名変更の届出 (戸籍法第107条又は第107条の2の届出)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>上記届出を受け付けた年月日： 年 月 日</p> <p>4 住所以外の送付先 (在留届の緊急連絡先) の変更についての確認 住所以外の送付先が在留届の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所であることが、 <input type="checkbox"/> 確認された <input type="checkbox"/> 確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]</p> <p>5 その他上記2から4までを確認するに当たって判明した申請者に係る特殊事情 <input type="checkbox"/> 居住国への帰化等により日本国籍を喪失していることが判明した (根拠文書：)</p>
--

備考

「2 届出者の住所変更についての確認」欄の「 その他」欄は、在留届以外の文書で住所変更の確認をした場合に、当該文書名 (アパートの契約書、住所の記載のある何年何月何日発行の滞在許可証、等) を記載しなければならない。